

岩 手 県 営 体 育 館 利 用 料 金 表

(Ｒ 8 . 4 . 1 改定)

1 施設（アリーナ）の利用料金

区 分			アリーナ利用料金						
			普通利用料金（1時間当たり）				個人使用		
			全館貸切使用			区分使用		1人4時間までごとに	
			8時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで	1区分 (アリーナの半分)	普通使用 (1回につき)	回数使用 (11回につき)	
入場料等を徴収 しない 場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	学生及び生徒	円 950	円 1,190	円 1,990	円 700	円 100	円 1,000	
		一 般	1,910	2,390	3,990	1,190	120	1,200	
	その他の催しに使用する 場合		9,560	11,970	19,970	3,480			
入場料等を徴収する 場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	学生及び生徒	1,910	2,390	3,990	980			
		一 般	3,820	4,790	7,980	1,660			
	その他の催しに使用する 場合	興行として行なうものではない場合	14,340	17,970	29,960	5,470			
		興行として行なうものである場合	28,680	35,940	59,930	10,440			
特 別 利 用 料 金			【休日使用料】 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日、 12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日にその他の催しに使用する 場合においては、普通使用料の額の2割に相当する額（100円未満の端数は切り上げ を別に徴収する。						

- 備考 1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 全館貸切使用の場合において、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えるときは、その超える時間の 1 時間につき、8 時前及び 2 1 時後のときは 1 7 時から 2 1 時までの、8 時から 1 2 時までのときは 8 時から 1 2 時までの、1 2 時から 1 7 時までのときは 1 2 時から 1 7 時までの、1 7 時から 2 1 時のときは 1 7 時から 2 1 時までの区分の利用料金を加算した額とする。この場合において、1 時間未満の端数があるときは 3 0 以上は 1 時間とし、3 0 分未満は切り捨てる。
- 3 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの間において、毎週 1 回以上、かつ、3 月以上の期間で、休日以外の日の午前 8 時から午前 1 0 時までの間に使用する場合は区分使用に類する利用料金は、その使用に係る利用料金を一括して前納する場合に限り、次の表の左欄に掲げる使用の期間の区分に応じ、表 1 に掲げる利用料金の額の次の表の右欄に定める割合に相当する額とする。

3 月以上 6 月未満	9 5 パーセント
6 月以上 1 2 月未満	8 5 パーセント
1 2 月	7 5 パーセント

- 4 8 時から 1 2 時までの時間帯において、学校の部活動やスポーツ少年団の活動、学生・生徒のスポーツ活動に利用する場合、アリーナの区分使用料金の 1/2 の額を適用する。（但し、大会等の開催がない日に限る。）

※この使用料には、消費税が含まれています。

2 附属の施設又は設備の利用料金

区 分	単 位	利 用 料 金	
		アマチュアスポーツ に使用する場合	その他の催しに使用 する場合
会議室	1 時間までごとに	3 2 0 円	7 5 0 円
ステージ	1 時間までごとに	3 2 0	9 8 0
選手控室	1 室 1 時間までごとに	2 7 0	5 1 0
放送設備	1 時間までごとに	3 2 0	7 5 0
電光掲示板	1 時間までごとに	3 8 0	7 5 0
ピアノ	1 台 1 時間までごとに	5 9 0	1, 2 1 0
いす（3 人用）	1 脚 5 時間までごとに	4 0	8 0
いす（1 人用）		2 0	5 0
机	1 台 5 時間までごとに	4 0	8 0
体操用具	1 式 1 時間までごとに	1, 2 3 0	2, 4 6 0
新体操用マット(単体)	1 式 1 時間までごとに	2 1 0	4 3 0
バスケットボール用具	1 式 1 時間までごとに	1 8 0	3 8 0
バレーボール用具	1 式 1 時間までごとに	4 0	8 0
テニス用具	1 式 1 時間までごとに	5 0	1 0 0
ハンドボール用具	1 式 1 時間までごとに	5 0	1 0 0
バドミントン用具	1 式 1 時間までごとに	4 0	8 0
卓球用具	1 式 1 時間までごとに	8 0	1 7 0
フットサル用具	1 式 1 時間までごとに	5 0	1 0 0
トランポリン	1 式 1 時間までごとに	1 8 0	3 8 0
シャワー	1 回につき	1 0 0 円	

3 館内行為（条例第 4 条の規定による場合の使用料） 1 人 1 時間までごとに 2 5 0 円

4 電気料（1 時間当り） R 8 . 10 . 1 改定

電気区分	夏季(7～9月)	そ の 他 季 節
全 灯	1, 1 5 0 円	1, 1 0 0 円
1/2 灯	5 8 0 円	5 5 0 円
1/4 灯	3 3 0 円	3 1 0 円
1/8 灯	1 5 0 円	1 4 0 円

※ 1/8 灯はスポットライトです。

※電気料及び暖房料は四半期ごとに改定されます。

5 暖房料（1 時間当たり）

場 所	使用区分	金 額
アリーナ	観 客 席	現在使用できません
	全点火	5, 6 5 0 円
	半点火	2, 8 3 0 円
	6/7 点火	4, 8 4 0 円
	5/7 点火	4, 0 4 0 円
	4/7 点火	3, 2 3 0 円
	3/7 点火	2, 4 2 0 円
	2/7 点火	1, 6 1 0 円
	1/7 点火	8 1 0 円